

三次市真田一幸スポーツ・文化 子ども育成事業補助金 Q&A

(問 1) 前年度収支決算書は、監査を受け保護者会の総会に提出したものでなく、別に作成したものを作成するのか。

(答 1) 前年度収支決算書は、各団体の総会等の決算報告で使用された資料の写しを提出してください。

(問 2) 補助金の入金は、団体の収支決算書に入れるのか。4月に入金になった場合は、前年度と今年度のどちらの年度に入れるのか。補助金が振込まれ、前年度繰越金が20万円を超えた場合に補助対象にならないのか。

(答 2) 補助金の入金は、団体の収支決算書の収入費目に入れてください。3月から4月へ年度をまたいで入金になった場合、どこまでで会計を閉められるかは各々の団体の判断となります。補助対象の判断は、決算書によって個別に相談してください。

(問 3) 領収書の代わりにレシートでも良いか。

(答 3) 原則、領収書の写しが必要ですが、明細がわかれればレシートでも可とします。

(問 4) 大会等開催の補助対象活動で、参加賞は対象になるか。また、サッカーボールを参加賞としてもよいか。

(答 4) サッカーボールなどは対象となりますが、食糧費は対象外です。

(問 5) 説明会資料の申請書等様式（記載例）集32ページにある請求書のように、口座名義人が「●●スポーツ少年団保護者会 会計 ▲▲ ▲▲」の場合は委任状が必要か。

(答 5) 団体名が異なる場合は委任状が必要です。

(問 6) 高等学校の野球部保護者会と吹奏楽部保護者会が申請する場合は、別々に申請できるのか。

(答 6) 各々の保護者会で申請してください。

(問 7) 吹奏楽部の楽器の修繕料は補助対象となるのか。補助対象となる場合、写真の添付は必要か。

(答 7) 吹奏楽部の楽器の修繕料は、団体運営の需用費として対象になります。需用費については、写真の添付は必要ありませんが、修繕料が高額な場合（1万円以上）は修理力所の写真を撮って、添付してください。

(問 8) スポーツ少年団の場合は、保護者会会長で申請するのか。それともスポーツ少年団の監督で申請するのか。

(答 8) 補助対象活動の団体運営で申請されるのであれば、運営主体の代表名で申請をしてください。また、団体が管理される通帳名義も確認の上、申請してください。

(問 9) 個人名義の通帳への入金も可能なのか。

(答 9) 原則、個人名義の通帳への入金は不可です。補助金の振込先は、団体の口座でお願いします。

(問 10) 当補助金を受けていることを明示するよう努めるとあるが、どのようにしたらよいか

(答 10) 各団体の決算書や総会等の資料、大会パンフレット等に記載する、大会等の際にアナウンスする、備品用具等購入した場合は可能な範囲で名称を記載するなどです。
特に団体の収支決算書作成の際には、収入に金額等明記していただくようお願いします。